

## 加古川市こども・若者計画(案)に係るパブリックコメントの実施について

## 1 意見を募集する案件

- ・加古川市こども・若者計画（案）
- ・加古川市こども・若者計画（概要版）（案）

## 2 意見募集期間

令和7年1月7日（火）から令和7年2月6日（木）まで（31日間）

## 3 意見を提出できる方

- ・本市の区域内に住所を有する者
- ・本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・本市の区域内に存する学校に在学する者
- ・本市に対して納税義務を有するもの
- ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

## 4 意見の提出方法

意見提出窓口へ持参、郵送、FAX、市ホームページ

## ※意見提出窓口

(1)市役所窓口(2か所)に設置した意見提出箱への提出

- ①こども政策課窓口(本館2階)
- ②市役所案内(新館1階市民ロビー)

(2)各施設の窓口(20施設)に設置した意見提出箱への提出

- ①各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ
- ②各公民館
- ③中央図書館、加古川図書館、ウェルネスパーク図書館、海洋文化センター図書室

※市民センターと公民館が併設している場合は、合わせて設置。

## 5 提出いただいたご意見の取扱い

- ・提出いただいたご意見は、内容ごとに整理のうえ、市の考え方を公表します。
- ・意見提出者に直接の回答は行いません。